



# 第7章

---

公共的施設の統整合備



## 1 基本的考え方

- 公共的施設の統合整備にあたっては、市民ニーズの把握に努めつつ、生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮します。
- 新規の公共的施設の整備にあたっては、地域特性や地域間のバランス、財政状況等を考慮しながら行うことを基本とします。
- 公共的施設の更新・改修にあたっては、合併の効果が最大限発揮できるように配慮します。
- 既存の公共的施設については、施設の有効活用を図るとともに、行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、効率的で有効な運営・管理に努め、施設利用や事業内容について住民の満足度向上を目指します。

## 2 基本方向

### (1) 新規施設の整備

新規の公共的施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、将来展望を示し、既存施設との機能分担、地域バランス、将来の財政負担などを明確にし、十分な検討を行って整備を図るものとします。

また、施設の維持管理体制や運営費用、活用方法などについても具体的な検討を行うものとします。

### (2) 既存施設の再整備と活用

既存の公共的施設の再整備にあたっては、合併を契機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、効率的なサービスが提供できる施設としての再整備に努めます。

保健福祉施設や生涯学習施設、社会体育施設などの公共的施設については、利活用の促進と効率的な運営を図るために、管理運営体制の随時見直しを図ります。

なお、庁舎については、業務の効率性から統合庁舎の有効性が認められるものの、財政状況を勘案し、当面は既存施設を活用するものとします。

---

また、支所は、地域住民の身近な行政サービス窓口としての機能が期待されていることから、オンラインシステムなど支所機能の整備・充実を図り、身近な行政サービス提供体制の強化を目指します。